

事務連絡
令和7年11月7日

各都道府県 妊婦のための支援給付交付金担当課（室）様

こども家庭庁成育局成育環境課

令和7年度妊婦のための支援給付交付金の変更交付申請に係る事務手続等について

こども家庭関連施策の推進につきましては、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、「令和7年度妊婦のための支援給付交付金交付要綱」7に基づき、変更交付申請を受付けますので、提出期限までに必要書類を提出いただきますようお願いします。

【別紙】

1. 変更交付申請について

変更交付申請は交付要綱様式6及び7（別表及び実施変更計画書含む）により作成してください。

2. 提出様式

- ・様式6及び様式6別表
- ・様式6実施変更計画書
- ・歳入歳出予算書（又は見込み書）抄本
- ・様式7及び様式7別表
- ・アダムス債主コード及び所在地一覧

※電子媒体のみ送信をお願いいたします。都道府県におかれましては、管内市町村分をとりまとめのうえ送信をお願いいたします。（PDF化したものや他の様式は不要です。ただし、提出書類に押印する自治体につきましては、押印した原本をPDF化して送信してください。）

※様式7別表とアダムス債主コードには、変更交付申請を行わない市町村（特別区も含む）も省略せず記入をお願いいたします。その際、変更交付申請を行わない市町村（特別区も含む）については、妊娠給付認定見込者数や交付申請額等の欄は空欄にした上でセルをグレー等で着色して提出いただくようお願いいたします。

3. 提出の際の留意点

別添の「給付の転出・転入・時効関係フロー図」のp.7,8「出産・子育て応援給付金（経過措置）及び妊娠のための支援給付の支給のパターン」をご確認いただき、『出産・子育て応援交付金』と『妊娠のための支援給付交付金』の重複申請や交付対象の異なる対象経費の申請が生じないようお願いいたします。

「前年度一年間の妊娠届出数」は、母子保健法第15条に定める「妊娠届出数」のみを計上してください。

3. 提出期限

令和7年12月5日（金）必着
※ 提出期限は厳守してください。

4. 提出先

こども家庭庁成育局成育環境課相談支援係宛
メールアドレス seiikukankyou.soudan@cfa.go.jp